

第151回 定時株主総会招集ご通知



日本曹達株式会社

証券コード:4041

開催日時

2020年6月26日(金曜日)

午前10時 開場:午前9時

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル

大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、郵送または
インターネットにより

2020年6月25日(木曜日)

午後5時30分までに

議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
本株主総会につきましては、書面またはイン
ターネット等により事前の議決権行使をいた
だき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総
会当日のご来場をお控えいただくようお願い
申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大
きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサ
イトにおいてお知らせいたします。

<https://www.nippon-soda.co.jp/>

【お土産中止】株主総会にご出席の株主様への
お土産はご用意しておりません。何卒ご理解
くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。

<https://p.sokai.jp/4041/>





株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第151回定時株主総会を2020年6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2020年6月11日

代表取締役社長

石井 彰

これからの100年に向けた新スローガン・ロゴマークについて

2020年2月1日、私たち日本曹達は創立100周年を迎えました。
積み重ねてきた化学の力をいっそう磨き上げながら、未来の社会を照らし、
私たち自身もかがやき続けていきたい——。
そんな思いを「かがくで、かがやく。」というスローガンに込めました。



第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

郵送（書面）による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる 議決権行使の場合



4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

記

1 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項 ■ 報告事項

1. 第151期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

お知らせ (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表、会社の体制及び方針、連結株主資本等変動計算書及び個別の株主資本等変動計算書につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL https://www.nippon-soda.co.jp/financial_fact/index.html）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。

(2) 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※郵送（書面）による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第 1 号 議 案

剰余金の処分の件

当社は剰余金の処分にに関して、基本的に収益動向を踏まえ、安定配当の維持、株主資本の充実、財務体質の改善等の観点から総合的に判断したいと考えております。内部留保資金は、高付加価値製品開発及び競争力強化のための研究開発投資や設備投資、M&A等に充当することとしております。

また、当社は、2020年2月1日に創立100周年を迎えました。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援、ご協力に感謝の意を表するため、普通配当に創立100周年記念配当を加え、下記のとおり1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

当社は、2019年9月30日を基準日として1株当たり30円の間配当金をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は、1株につき80円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 50 円 (普通配当 30円、創立100周年記念配当 20円) 配当総額 1,495,779,500 円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

第 2 号 議 案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社はこれまで、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と認識し、経営の意思決定・監督機能の充実と業務執行機能の強化を目的とした執行役員制度の導入や、取締役等の指名及び報酬に関する透明性の向上を目的とした指名・報酬諮問委員会の設置などにより、取締役会の責務と役割の適切な遂行に努めてまいりました。

今般、取締役会の監督機能の実効性を高めるとともに、業務執行のさらなる強化と迅速化を図るために、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定及び最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できる旨の規定を新設します。

なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (<u>削除</u>) (3) <u>会計監査人</u>



現 行 定 款	変 更 案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第15条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第15条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第16条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第16条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2. <u>当該取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第20条 当社の取締役は、10名以内とする。	第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。
(新設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設) (任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>を定めることができる。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員として選任された取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期の満了する時までとする。 3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役等) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。



現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>3. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）または執行役員の中から社長1名を定めることができる。</u>
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第24条 取締役会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第24条 取締役会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. <u>当該取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条～第27条 (条文省略)	第26条～第27条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第28条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) (新設) 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) (執行役員) 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)



現 行 定 款	変 更 案
<u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第6章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	(削除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 第6章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)

第 3 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名選任の件

当社は第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9 名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、取締役社長と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を経て決定しております。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当
1	いし い あきら 石 井 彰	代表取締役 取締役社長 再 任
2	しも いで のぶ ゆき 下 出 信 行	取締役 常務執行役員 （経営企画室長） 再 任
3	たか の いずみ 高 野 泉	取締役 常務執行役員 （研究開発本部長兼生産技術本部長） 再 任
4	まち い きよ たか 町 井 清 貴	取締役 常務執行役員 （管理（秘書・人事・総務・経理）、C S R 推進 統括兼内部統制監査室、R C 推進部担当） 再 任
5	あ が えい じ 阿 賀 英 司	執行役員（人事室担当） 新 任
6	やま ぐち じゅん こ 山 口 純 子	取締役（社外取締役） 再 任 独 立 社 外
7	つち や みつ あき 土 屋 光 章	— 新 任 独 立 社 外
8	う りゅう ひろ ゆき 瓜 生 博 幸	取締役（非常勤） 再 任

候補者番号

1

い し い あきら
石 井 彰

(1953年7月8日生)

再任

取締役在任期間

11年

所有する当社株式の数

15,200株

2019年度における
取締役会への出席状況

16／16回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 当社入社
2001年 4 月 機能化学品事業部スペシャリティケミカルズグループリーダー
2004年 4 月 高岡工場総務部長
2007年 6 月 経営企画室長
2009年 4 月 人事室長
2009年 6 月 取締役経営企画室、関連事業室担当兼人事室長
2011年 4 月 取締役経営企画室担当兼人事室長
2011年 6 月 取締役企画担当兼人事室長
2013年 4 月 取締役農業化学品事業部長
2013年 6 月 取締役常務執行役員農業化学品事業部長
2015年 6 月 代表取締役 取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

石井彰氏は、化学品営業のグループリーダー、経営企画室長、人事室長を経て農業化学品事業部長を経験するなど豊かな経験・知見を有し、代表取締役社長として当社創立100周年にむけ日本曹達グループ全体を牽引しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

し も い で の ぶ ゆ き
下 出 信 行

(1960年9月24日生)

再任

取締役在任期間

1年

所有する当社株式の数

2,700株

2019年度における
取締役会への出席状況

12／12回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2013年 4 月 経営企画室長
2015年 4 月 執行役員経営企画室担当兼関連事業室担当
2016年 4 月 執行役員社長付（特命担当）（2019年3月まで）
2016年 6 月 日曹エンジニアリング株式会社常務取締役（兼職）（2019年3月まで）
2019年 4 月 当社常務執行役員総合企画室担当
2019年 6 月 取締役常務執行役員企画統括（総合企画、IT企画）兼内部統制監査室担当
2020年 4 月 当社常務執行役員経営企画室長
現在に至る

取締役候補者とした理由

下出信行氏は、化学品事業における経験や、総合企画の担当としてグループ全般の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

取締役在任期間

1 年

所有する当社株式の数

2,600株

2019年度における
取締役会への出席状況

12／12回

た か の い ず み
高 野 泉

(1958年7月13日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
2005年 4 月 高岡工場製造部長
2010年 4 月 生産技術本部生産企画管理部長
2012年 4 月 水島工場長
2015年 4 月 執行役員高岡工場長
2018年 4 月 上席執行役員研究開発本部長
2019年 6 月 取締役上席執行役員研究開発本部長
2020年 4 月 取締役常務執行役員研究開発本部長兼生産技術本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

高野泉氏は、本社及び工場部門の生産及び研究開発本部長の経験を有し、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

取締役在任期間

1 年

所有する当社株式の数

2,100株

2019年度における
取締役会への出席状況

12／12回

ま ち い き よ た か
町 井 清 貴

(1960年4月27日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2013年 4 月 農業化学品事業部海外営業グループリーダー
2014年 4 月 農業化学品事業部海外営業一部長
2015年 4 月 経営企画室長
2016年 4 月 執行役員総合企画室長
2018年 4 月 執行役員総務・人事室長
2019年 6 月 取締役執行役員管理統括（総務・人事、経理）兼 C S R 推進統括兼
総務・人事室長
2020年 4 月 取締役常務執行役員管理（秘書・人事・総務・経理）、C S R 推進
統括兼内部統制監査室、R C 推進部担当
現在に至る

(重要な兼職の状況)
日曹達貿易（上海）有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

町井清貴氏は、海外現地法人代表や農業化学品事業部の営業部長及び企画・人事・総務等の経験を有しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

取締役在任期間

0年

所有する当社株式の数

1,900株

2019年度における
取締役会への出席状況

—

あ が え い じ
阿 賀 英 司

(1963年1月1日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2010年4月 化学品事業部化成品グループリーダー
2012年2月 Alkaline SAS Executive Vice President
2015年4月 化学品事業部企画・管理室長
2017年4月 執行役員化学品事業部長兼大阪支店担当
2018年4月 執行役員化学品事業部長
2020年4月 執行役員人事室担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

阿賀英司氏は、海外グループ法人の経営や化学品事業部の事業部長及び人事等の経験を有しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

取締役在任期間

1年

所有する当社株式の数

100株

2019年度における
取締役会への出席状況
12/12回
(当社取締役就任以降)

や ま ぐ ち じゅん こ
山 口 純 子

(1956年6月19日生)

(戸籍上の氏名：岸本純子)

再任

独立

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社
1993年3月 同社大宮支店企業通信営業部長
1999年7月 NTTコミュニケーションズ株式会社コンシューマ&オフィス事業部担当部長
2004年4月 NTTレゾナント株式会社インキュベーション開発部門長
2007年4月 一般財団法人マルチメディア振興センター情報通信研究部長
2014年6月 株式会社NTT東日本・南関東常勤監査役
2018年6月 株式会社NTT東日本・南関東シニアアドバイザー
2019年6月 当社社外取締役
現在に至る

取締役候補者とした理由

山口純子氏は、他社における営業部門や開発部門をはじめとした実務経験及び監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制をさらに強化できると期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

社外取締役在任期間

0年

所有する当社株式の数

0株

2019年度における
取締役会への出席状況

—

つちやみつあき
土屋光章

(1954年5月1日生)

新任

独立

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 株式会社日本興業銀行入行
2000年9月 株式会社みずほホールディングスALM企画部長
2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行秘書室長
2004年4月 同行執行役員秘書室長
2006年3月 同行常務執行役員営業担当役員
2008年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員
2008年6月 同行代表取締役副社長
2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員
2011年6月 同行取締役副社長
2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長
2012年6月 日本原子力発電株式会社社外監査役
現在に至る
2017年6月 株式会社国際協力銀行社外監査役
現在に至る
2017年6月 朝日工業株式会社取締役監査等委員
2017年6月 第一リース株式会社監査役
現在に至る
2019年6月 合同製鐵株式会社社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

日本原子力発電株式会社 社外監査役
株式会社国際協力銀行 社外監査役
第一リース株式会社 監査役
合同製鐵株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

土屋光章氏は、金融機関及び事業会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づいた当社の経営全般に対する有益な助言を期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号
8

取締役在任期間
3年

所有する当社株式の数
7,200株

2019年度における
取締役会への出席状況
16／16回

う りゅう ひろ ゆ き
瓜 生 博 幸

(1954年12月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 当社入社
2003年 4 月 農業化学品事業部海外営業グループリーダー
2009年 4 月 農業化学品事業部副事業部長兼海外営業グループリーダー
2009年 6 月 取締役農業化学品事業部副事業部長兼海外営業グループリーダー
2010年 4 月 取締役農業化学品事業部副事業部長
2011年 4 月 取締役農業化学品事業部長
2013年 4 月 取締役経営企画室担当兼情報システム部担当兼購買・物流部長
2013年 6 月 取締役常務執行役員経営企画室担当兼情報システム部担当兼購買・物流部長
2014年 4 月 取締役常務執行役員企画統括（経営企画、関連事業、情報システム）兼購買・物流部担当
2015年 4 月 取締役常務執行役員営業統括兼購買・物流部担当
2016年 6 月 三和倉庫株式会社取締役専務執行役員
2017年 6 月 同社代表取締役 取締役社長
現在に至る
当社取締役（非常勤）
現在に至る

(重要な兼職の状況)
三和倉庫株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

瓜生博幸氏は、当社において農業化学品事業部長、企画統括、営業統括、購買・物流部担当等の幅広い経験を有しており、また2017年からグループ会社の三和倉庫株式会社において取締役社長を務めております。日本曹達グループ全体のより緊密な運営体制の強化を図ることができると考え当社の取締役候補者いたしました。

- (注1) 上記候補者全員と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- (注2) 山口純子氏及び土屋光章氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 山口純子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (注4) 当社は、山口純子氏及び取締役（非常勤）瓜生博幸氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。原案どおり山口純子氏及び瓜生博幸氏の再任が承認された場合、当社は両氏と同様の契約を締結する予定であります。土屋光章氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
- (注5) 当社は、山口純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。土屋光章氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第 4 号 議 案

監査等委員である取締役 3 名選任の件

当社は第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

また、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当
1	あお き けい ち 青 木 啓 値	常勤監査役 新任
2	おぎ しげ お 荻 茂 生	社外監査役 新任 独立 社外
3	わ き よう こ 脇 陽 子	新任 独立 社外

候補者番号

1

監査役在任期間

4年

所有する当社株式の数

4,400株

2019年度における
取締役会及び監査役会
への出席状況

取締役会 16/16回

監査役会 15/15回

あ お き け い ち
青 木 啓 値

(1957年9月11日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2010年 4月 秘書室長
2014年 4月 総務・人事室総務・法務グループリーダー兼秘書グループリーダー
2016年 6月 常勤監査役
現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

青木啓値氏は、財務部門の勤務経験で培った財務及び会計に関する相当程度の知見や、総務・法務部門や秘書部門での経験に基づく幅広い知識を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

社外監査役在任期間

4年

所有する当社株式の数

1,400株

2019年度における
取締役会及び監査役会
への出席状況

取締役会 16/16回

監査役会 15/15回

お ぎ し げ お
荻 茂 生

(1951年11月17日生)

新任

独立

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計事務所入所
1979年 8月 公認会計士登録
1990年 7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
1997年 7月 同監査法人代表社員
2003年 10月 同監査法人金融インダストリーグループ長
2013年 10月 同監査法人 I F R S センター・オブ・エクセレンス（COE）長
2015年 12月 荻公認会計士事務所所長
現在に至る
2016年 6月 当社監査役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

荻公認会計士事務所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

荻茂生氏は、国際経験を含めた豊富な会計士としての知見を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知識と経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

わ き よ う こ
脇 陽 子

(1971年9月9日生)
(戸籍上の氏名：近藤陽子)

新任

独立

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社外監査役在任期間

0年

所有する当社株式の数

0株

2019年度における
取締役会及び監査役会
への出席状況

取締役会 ー
監査役会 ー

2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
虎ノ門南法律事務所入所
2012年1月 同所パートナー
現在に至る
2019年6月 株式会社ヒガシトゥエンティワン社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

虎ノ門南法律事務所 弁護士（パートナー）
株式会社ヒガシトゥエンティワン 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

脇陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、他社の社外取締役として経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

(注1) 上記候補者全員と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

(注2) 荻茂生氏及び脇陽子氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 荻茂生氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注4) 当社は、荻茂生氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

荻茂生氏及び脇陽子氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(注5) 当社は、荻茂生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

脇陽子氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

当社は第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
たけうち のぶ ひろ 竹内 信 博 (1953年 4 月 8 日生)	1977年 11 月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士事務所入所 1982年 8 月 公認会計士登録 1998年 7 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）退所 1998年 8 月 竹内公認会計士事務所長 現在に至る 2003年 6 月 生化学工業株式会社社外監査役 2006年 7 月 公益財団法人水谷糖質科学振興財団監事 現在に至る 2008年 6 月 株式会社大泉製作所社外監査役 2016年 1 月 オールニッポン・アセットマネジメント株式会社社外監査役	0株

(注 1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注 2) 竹内信博氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

(注 3) 竹内信博氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として会社法務及び会計に関する幅広い知識と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注 4) 竹内信博氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5 百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(注 5) 竹内信博氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第 6 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月28日開催の第143回定時株主総会において、年額350百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社が第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、引き続き年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第 7 号 議 案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第 8 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

当社は、2016年6月29日開催の第147回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員および参与に対する業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます）の導入についてご承認をいただき、今日に至っておりますが、当社が第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除きます）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には第6号議案としてご承認をお願いしております、取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます）に対する本制度に係る報酬等の額（上限）および内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2016年6月29日開催の第147回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同様です。

また、第2号議案と第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます）は5名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額（上限）および内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます）を通じて取得され、役員等（※）の退任時に当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

※本議案による改定前にあっては、取締役（社外取締役を除きます）、執行役員および参与を意味し、本議案による改定後にあっては、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます）、執行役員および参与を意味するものとします。以下同じとします。



(1) 本制度の対象者	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます）、執行役員および参与
(2) 信託金額の上限（報酬等の額の上限）	対象期間（3事業年度）ごとに206百万円（うち取締役分として122百万円）（※1）（※2） ご参考：対象期間ごとの信託金額の上限206百万円を、2020年3月31日終値（2,697円）で換算すると76,381株に相当し、これは2020年3月31日現在の発行済株式総数（31,127,307株）に対して約0.2%。
(3) 給付される当社株式等の具体的な内容	役員等株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントを付与。付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算（※3）
(4) 当社株式の取得方法	(2)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（※4）
(5) 当社株式等の取得	役員等が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式を本信託から給付。（※5）

- (※1) 当社は、第147回定時株主総会でご承認いただいた範囲内で、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および以後の原則として、3事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます）に係る役員等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（206百万円）を拠出し、本信託を設定しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、役員等を退任した者のうち、受益者要件を満たす者を受益者とする信託として存続させることとします。
- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます）および金銭（以下、「残存株式等」といいます）があるときは、残存株式等の金額（株式については、当該対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します）と、追加拠出される金額の合計金額は、206百万円（うち取締役分として122百万円）を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について、合理的な調整を行います。
- (※4) 本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※5) 役員等株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該役員等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式を退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

以 上

1 | 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や個人消費の改善により緩やかな景気回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦をはじめとした通商問題による海外経済の不確実性や為替の変動など、先行き不透明な状況が続きました。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、景気の不透明感が一層強まる状況となりました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、「中期経営計画（2018年3月期～2020年3月期）」の主題である「事業収益力の向上」と「新規事業の創出」を推進し、さらなる企業価値の向上に取り組みました。

当連結会計年度は、建設事業におけるプラント建設工事が増加したものの、商社事業における販売減少などにより、売上高は1,447億3千9百万円（前年度並み）、営業利益は81億3千5百万円（前年度比2.9%増）となりました。

経常利益は、当社持分法適用関連会社Novus International, Inc.において前年度に計上した損失が縮小したことなどにより、103億1千2百万円（前年度比16.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、67億5千9百万円（前年度比16.5%増）となりました。

2019年度連結業績

売上高

144,739百万円

前年度比 0.6%減 ▼

営業利益

8,135百万円

前年度比 2.9%増 ▲

経常利益

10,312百万円

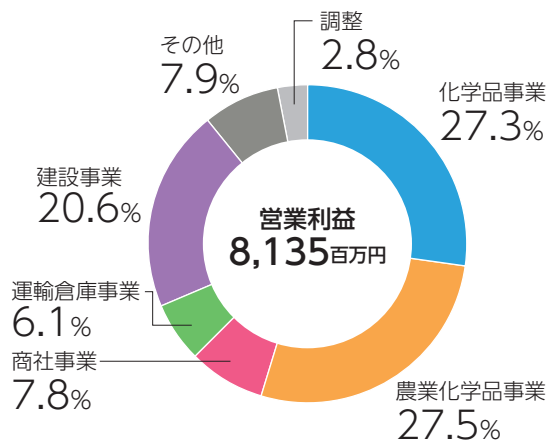
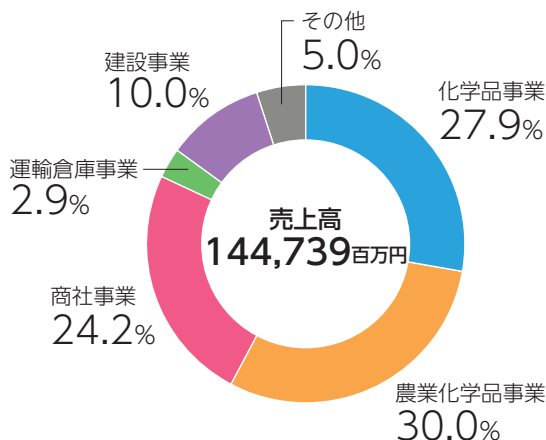
前年度比 16.0%増 ▲

親会社株主に帰属する当期純利益

6,759百万円

前年度比 16.5%増 ▲

事業部門別の売上高・営業利益



	売上高 (百万円)			営業利益 (百万円)		
	150期	151期	前年度比	150期	151期	前年度比
化学品事業	41,287	40,385	2.2%減	2,451	2,217	9.6%減
農業化学品事業	43,119	43,388	0.6%増	2,290	2,240	2.2%減
商社事業	36,943	34,995	5.3%減	665	637	4.3%減
運輸倉庫事業	4,264	4,195	1.6%減	461	492	6.7%増
建設事業	12,175	14,423	18.5%増	1,171	1,677	43.2%増
その他	7,873	7,350	6.6%減	587	644	9.7%増

化学品事業

化学品事業におきましては、二次電池材料の販売を開始したものの、工業薬品の販売が減少しました。また、連結子会社Alkaline SASが減収減益となりました。

この結果、当会計年度の売上高は403億8千5百万円（前年度比2.2%減）、営業利益は22億1千7百万円（前年度比9.6%減）となりました。

工業薬品	カセイソーダ及び青化ソーダが減少したことにより、減収となりました。
化成品	特殊イソシアネートが減少したものの、二次電池材料の販売を開始したことなどにより、増収となりました。
機能材料	K r F フォトリジスト材料「V P ポリマー」及び樹脂添加剤「N I S S O - P B」が減少したことにより、減収となりました。
エコケア製品	前年並みとなりました。
医薬品・工業用殺菌剤	医薬品・工業用殺菌剤は、医薬品添加剤「N I S S O H P C」及び医薬品原料が堅調に推移したことにより、増収となりました。

農業化学品事業

農業化学品事業におきましては、殺虫剤「モスピラン」の輸出向けが伸長したものの、新規農薬の開発や既存製品の適用拡大に伴う委託試験費が増加しました。

この結果、当会計年度の売上高は433億8千8百万円（前年度並み）、営業利益は22億4千万円（前年度比2.2%減）となりました。

殺菌剤	前年度に買収した「アグリマイシン」が収益に寄与しましたが、「トリフミン」の輸出向けが減少したことなどにより、減収となりました。
殺虫剤・殺ダニ剤	殺虫剤「モスピラン」の輸出向けの伸長により、増収となりました。
除草剤	輸出向け販売の減少により、減収となりました。

商社事業

ウレタン原料および無機薬品の減少により、当会計年度の売上高は349億9千5百万円（前年度比5.3%減）、営業利益は6億3千7百万円（前年度比4.3%減）となりました。

運輸倉庫事業

運送業が減少したものの、倉庫業が堅調に推移したことなどにより、当会計年度の売上高は41億9千5百万円（前年度比1.6%減）、営業利益は4億9千2百万円（前年度比6.7%増）となりました。

建設事業

プラント建設工事の増加により、当会計年度の売上高は144億2千3百万円（前年度比18.5%増）、営業利益は16億7千7百万円（前年度比43.2%増）となりました。

その他

当会計年度の売上高は73億5千万円（前年度比6.6%減）、営業利益は6億4千4百万円（前年度比9.7%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、各種製品製造設備の合理化及び維持更新を中心に88億2千4百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が長期化する可能性もあり、極めて厳しい状況が続くものと予想されます。このような経営環境の中ではありますが、当社グループといたしましては、2018年3月期～2020年3月期の前中期経営計画に続く長期ビジョン（2021年3月期～2030年3月期）および中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）を策定し、企業価値の向上に向けた諸施策を全力で実行に移してまいります。長期ビジョンおよび中期経営計画の概要につきましては、下記の通りです。

日本曹達グループ長期ビジョン「かがくで、かがやく。2030」（2020年度～2029年度）

・ビジョン

日本曹達は1920年の創立以来、「化学」を通じて新たな価値を世の中に提供し、社会の発展に貢献してまいりました。

当社グループは、さまざまな化学製品・サービスをアグリカルチャー、ヘルスケア、環境、ICT分野に届けることで、人々の暮らしを支えてまいります。

・ミッション

新たな価値を化学の力で創造し、「社会への貢献」を通じ「企業価値の向上」を実現する。

○ 企業価値向上の4つのマテリアリティ

- ①アグリカルチャー：食糧確保と持続可能な農業へ
- ②ヘルスケア：健康をすべての人へ
- ③環境：健全な資源循環の実現へ
- ④ICT：化学素材の機能性を情報電子機器へ

・基本戦略

ROIを重視した成長投資と徹底した構造改革により

『高効率な事業構造に変革してゆく。～利益効率を二倍以上に～』

○ 主要課題

- ①コスト競争力強化・効率化
 - ・ 高付加価値事業の拡大と不採算事業の整理を進める。
 - ・ 各部門の徹底した効率化に取り組む。（管理、研究、生産、販売、サプライチェーン）
- ②海外事業の拡大
 - ・ 既存事業の拡大と新製品・新規事業の市場開拓を推進する。
 - ・ 他社との連携を検討する。
 - ・ 海外売上比率：2030年3月期目標40%
- ③新製品の開発促進と新規事業への進出
 - ・ 独自技術の深化・融合と外部技術導入のシナジーにより、中核技術の高度化を図り、
 - ・ 積極的に資源を投入する
 - ・ 2020年代の、そしてその先の顧客を見据えた新規事業を創出する。

・ 資本政策

財政の健全性に配慮しながら、成長投資と株主還元のバランスを重視した政策を積極的に実施する。

・ ESG経営

2020年代の顧客と社会環境に求められる製品・サービスを通じ、社会に貢献する。

（1）企業価値を守るCSR

- ①環境への取り組み
 - ・ 気候変動問題に取り組む。（経産省「低炭素社会実行計画」への参画）
 - ・ 生物多様性の保全に取り組む。（森・水資源の保全活動の推進）
- ②社会活動
 - ・ 消費者、取引先、地域社会との対話を推進し、適切に対応する。
 - ・ ダイバーシティ、ワークライフバランス、キャリアプログラムを推進する。
 - ・ 株主・投資家との建設的な対話と適時・適切な情報開示を実施する。
- ③ガバナンス
 - ・ コーポレート・ガバナンスの充実。（監査等委員会設置会社への移行）
 - ・ コンプライアンス経営を推進する。（体制の充実・適切な運用、教育実施）

（2）企業価値を高めるCSR

サステナブルな社会の実現に向け、4つのマテリアリティ（アグリカルチャー、ヘルスケア、環境、ICT）への取り組みに注力する。

・経営指標 (KPI)

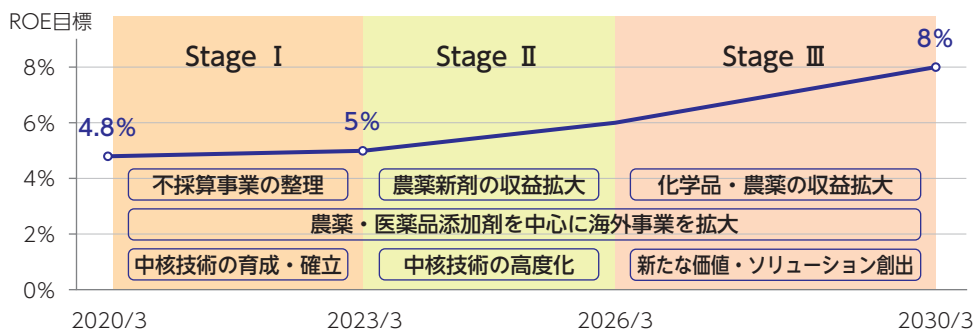
企業価値の向上に向けて、投資効率を重視した経営を目指す。

ROS (営業利益率) 10%以上

ROA (営業利益／総資産) 7%以上 → 利益率・総資産回転率の改善

ROE (当期純利益／自己資本) 8%以上 → 適切なB/Sコントロール

・ロードマップ



既存事業で安定的にキャッシュを創出し、成長投資で新たな価値を創造する。

キャッシュの創出：安定した利益確保



①コスト競争力強化・効率化

②海外事業の拡大

成長投資：新たな価値を生み出す

③新製品の開発促進と新規事業への進出

中期経営計画 「かがくで、かがやく。Stage I」 (2020年度～2022年度)

「長期ビジョン」達成のためのファーストステップ（Stage I）と位置づけ、企業価値向上に向けた諸施策を遂行する。

・基本目標

- (1) 資産効率の向上と積極的な資本政策の推進により、ROE 5 %を達成する。
- (2) 高付加価値事業の拡大と不採算事業の整理を進める。

・数値目標

- (1) 当期純利益：70億円
- (2) ROE：5 %
- (3) 設備投資：新規事業および増産の設備投資に、300億円を投資する。
- (4) 株主還元：配当性向40%（但し、1株当たり年間配当金80円を下限とする。）

・資本政策

財務の健全性に配慮しながら、成長投資と株主還元のバランスを重視した政策を積極的に実施する。

- (1) 成長投資：キャッシュフロー創出力を高める製品・事業への積極的な投資を実行する。
 - ①新規事業および増産の設備投資に300億円を投資する。
 - ②既存事業と周辺事業領域の強化・拡大を図るべく、M&A・事業提携を検討する。
- (2) 資産効率の向上：投資効率を重視し、バランスシートを適切にコントロールする。
 - ①投資効率が劣後にある製品・事業の整理や、適切な投資リスク評価の徹底を推進する。
 - ②投資効果の視点での資産再評価を実行する。（政策保有株式を含む）
- (3) 株主還元方針
 - ①配当性向40%（但し、1株当たり年間配当金80円を下限とする。）
 - ②配当を補完する株主還元策として、自己株式取得を機動的に実施していく。
（2020年2月より、取得株式の総数200万株、取得価額の総額50億円をそれぞれ上限とする自己株式取得を実施中。）



・重点戦略

（１）化学品事業

- ①成長事業のさらなる拡大を推進する。
 - ・医薬品添加剤「NISSO HPC」の拡販（生産能力30%増強）
 - ・樹脂添加剤「NISSO-PB」 5 G材料向けの拡販
- ②不採算事業の整理を進める。

（２）農業化学品事業

- ①新規農薬の上市・拡販を推進する。
 - ・殺菌剤「ピシロック」の拡販（海外展開を開始）
 - ・新規殺ダニ剤「ダニオーテ」および新規殺菌剤NF-180の上市・拡販

（３）研究・開発

- ①新規事業を創出する。
 - ・ICT分野向け新規ポリマーの企業化
 - ・農薬の開発中パイプライン剤の、本格開発への早期フェーズアップ
- ②中核技術を確立し、明確な技術戦略・成長ストーリーを描く。

・コーポレート・ガバナンス

健全で透明な企業経営を行い、社会の発展に貢献する。

（１）監査等委員会設置会社への移行

- ①取締役会の監督機能の実効性を高めるとともに、業務執行の強化と迅速化を目指す。

（２）ガバナンス体制のさらなる向上

- ①ガバナンス体制の実効性を高め、社会から求められる化学企業グループとしての健全な発展を推進する。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第148期	2017年度 第149期	2018年度 第150期	2019年度 第151期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	128,647	141,230	145,663	144,739
経 常 利 益 (百万円)	9,908	9,204	8,888	10,312
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	8,785	6,378	5,802	6,759
1 株当たり当期純利益 (円)	287.04	211.35	192.27	224.28
総 資 産 (百万円)	217,302	220,898	216,212	210,556
純 資 産 (百万円)	138,069	144,801	144,916	144,440

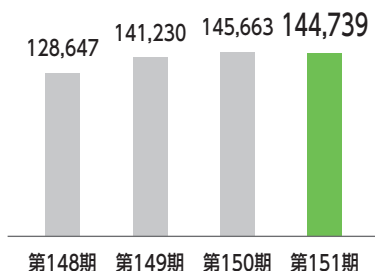
(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注2) 2018年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び株式併合（5株を1株に併合）を実施しております。第148期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注3) 2016年度より取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向株式給付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の計算において控除する自己株式に含めております。

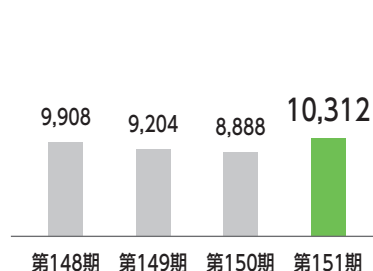
売 上 高

(単位：百万円)



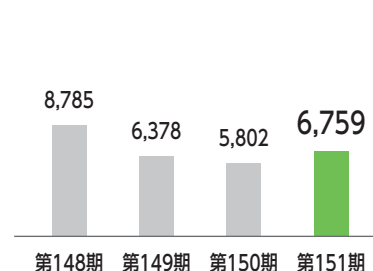
経 常 利 益

(単位：百万円)



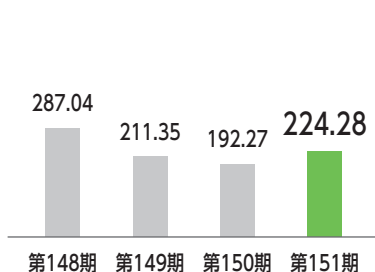
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



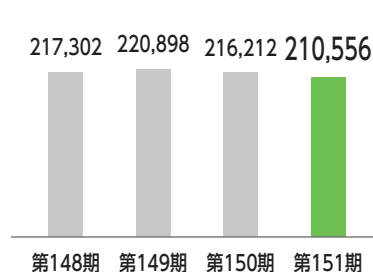
1 株当たり当期純利益

(単位：円)



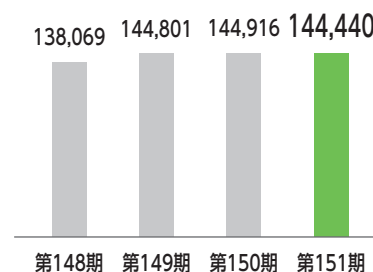
総 資 産

(単位：百万円)



純 資 産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
日 曹 商 事 株 式 会 社	401	78.71 ※ (21.79)	化学薬品及び合成樹脂他購入販売
三 和 倉 庫 株 式 会 社	1,831	100.00	倉庫、運輸及び保険代理業
日曹エンジニアリング株式会社	1,000	100.00	各種産業設備の総合的計画・設計・建設 及びコンサルタント
日 曹 金 属 化 学 株 式 会 社	1,000	100.00	亜鉛合金等の加工販売・化学製品の製造 販売及び産廃物処理
ニッソーファイン株式会社	300	100.00	化学品の製造受託、化学製品・樹脂成形 品の製造販売

(注1) ※印は子会社の保有分を内数で示しております。

(注2) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

化 学 品 事 業	工 業 薬 品	カセイソーダ 液化塩素 塩酸 カセイカリ 炭酸カリ	青化ソーダ 青化カリ 塩化アルミ オキシ塩化燐 三塩化燐
	化 成 品	金属ナトリウム 特殊イソシアネート アルコール	有機チタン 顔色剤
	機 能 材 料	N I S S O - P B V P ポリマー	チタボンド ビストレイター
	エ コ ケ ア 製 品	日曹ハイクロン 日曹メルサン テイクワン	ハイジオン ヌメリ取り剤
	医 薬 品 ・ 医 薬 中 間 体	N I S S O H P C 日曹DAMN	ファロペネムナトリウム
	工 業 用 殺 菌 剤	ベストサイド バイオカット	ミルカット
農 業 化 学 品 事 業	殺 菌 剤	トップジンM ベフラン ベルワート ピシロック トリフミン パンチョ	アグロケア マスタピース ファンタジスタ エトフィン ムッシュボルドー アグリマイシン
	殺 虫 ・ 殺 ダ ニ 剤	モスピラン ニッソラン ロムダン コテツ	フェニックス ベリマーク グリーンガード
	除 草 剤	ナブ ホーネスト エイゲン	コンクルード アルファード
	そ の 他	くん煙剤	
商 社 事 業	化学品 機能製品	合成樹脂 産業機器・装置	建設関連製品
運 輸 倉 庫 事 業	倉庫・運送業務		
建 設 事 業	プラント建設		
そ の 他	非鉄金属事業		
	環境開発事業ほか		

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社	本社		東京都千代田区
	支店	大阪支店	大阪市中央区
	工場	二本木工場	新潟県上越市
		高岡工場	富山県高岡市
		水島工場	岡山県倉敷市
		千葉工場	千葉県市原市
	営業所	札幌営業所	札幌市中央区
		仙台営業所	仙台市青葉区
		関東営業所	さいたま市大宮区
		高岡営業所	富山県高岡市
		福岡営業所	福岡市中央区
	研究所	小田原研究所	神奈川県小田原市
千葉研究所		千葉県市原市	
② 子会社			
日曹商事株式会社	本社		東京都中央区
三和倉庫株式会社	本社		東京都港区
日曹エンジニアリング株式会社	本社		東京都千代田区
日曹金属化学株式会社	本社		東京都中央区
ニッソーファイン株式会社	本社		東京都中央区
ほか			

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数
化 学 品 事 業	773名
農 業 化 学 品 事 業	619
商 社 事 業	156
運 輸 倉 庫 事 業	229
建 設 事 業	190
そ の 他	168
全 社 (共 通)	609
合 計	2,744

(注) 全社（共通）として記載されている従業員数は、事業別に区分できない管理部門等に所属している人数です。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,025百万円
農 林 中 央 金 庫	5,792
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,685
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,322

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は連結子会社である上越日曹ケミカル株式会社と合併契約を2019年11月15日に締結し、本年4月1日に合併いたしました。

2 | 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,127,307株(自己株式1,211,717株を含む)
- (3) 株主数 13,371名(前期末比265名減)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,474千株	4.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,375千株	4.60%
三 井 物 産 株 式 会 社	1,015千株	3.39%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	951千株	3.18%
日 本 曹 達 取 引 先 持 株 会	906千株	3.03%
農 林 中 央 金 庫	884千株	2.96%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380684	818千株	2.74%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	816千株	2.73%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	756千株	2.53%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON H O R I Z O N F U N D	652千株	2.18%

(注1) 当社は、自己株式を1,211,717株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

自己株式には、役員向け株式給付信託による保有株式70,840株は含んでおりません。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

	地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
	代表取締役社長	石 井 彰	
	取締役 常務執行役員	大久保 俊美知	貿易管理室長兼生産技術本部長
	取締役 常務執行役員	辻 川 立 史	営業統括兼購買・物流部担当 日曹南海アグロ株式会社 代表理事社長
※	取締役 常務執行役員	下 出 信 行	企画統括（総合企画、IT企画）兼内部統制監査室担当
※	取締役 上席執行役員	高 野 泉	研究開発本部長
※	取締役 執行役員	町 井 清 貴	管理統括（総務・人事・経理）兼CSR推進統括兼総務・人事室長 日曹達貿易（上海）有限公司 董事長
	取締役	成 川 哲 夫	岡三証券株式会社 社外取締役 三菱地所株式会社 社外取締役
※	取締役	山 口 純 子	
	取締役	瓜 生 博 幸	非常勤 三和倉庫株式会社 代表取締役社長
	常勤監査役	小 林 充	
	常勤監査役	青 木 啓 値	
	監 査 役	村 上 政 博	成蹊大学法務研究科 客員教授 TMI総合法律事務所 客員弁護士
	監 査 役	荻 茂 生	荻公認会計士事務所長

(注1) ※印の取締役は、2019年6月27日開催の第150回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(注2) 山口純子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は岸本純子氏であります。

(注3) 取締役成川哲夫氏及び山口純子氏は、社外取締役であります。

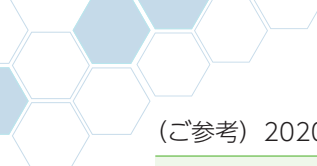
(注4) 監査役小林充氏、村上政博氏、荻茂生氏は、社外監査役であります。

(注5) 当社は、取締役成川哲夫氏、山口純子氏、監査役小林充氏、村上政博氏、荻茂生氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(注6) 取締役阿達弘之氏、羽毛田法之氏、森井章夫氏及び高山靖子氏は任期満了により、2019年6月27日に退任いたしました。

(注7) ・常勤監査役小林充氏は、長年にわたり金融機関の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役村上政博氏は、弁護士・大学教授として会社法務に関する幅広い知識と見識を有しており、また行政機関における職務等を通じて培われた豊富な経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役荻茂生氏は、会計士として国際的な金融商品取引に関する会計処理を含め豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注8) 当社は、社外取締役成川哲夫氏、山口純子氏、非常勤取締役瓜生博幸氏、社外監査役村上政博氏及び荻茂生氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。



(ご参考) 2020年4月1日付で役員の異動を行い、取締役及び執行役員の担当が次のとおりとなっております。

氏 名	役 職
石 井 彰	代表取締役 取締役社長
大久保 俊美知	取締役 常務執行役員 貿易管理室長
辻 川 立 史	取締役 常務執行役員 営業統括兼購買・物流部担当
下 出 信 行	取締役 常務執行役員 経営企画室長
高 野 泉	取締役 常務執行役員 研究開発本部長兼生産技術本部長
町 井 清 貴	取締役 常務執行役員 管理（秘書・人事・総務・経理）、C S R 推進統括兼内部統制監査室、R C 推進部担当
成 川 哲 夫	取締役（社外取締役）
山 口 純 子	取締役（社外取締役）
瓜 生 博 幸	取締役（非常勤）

氏 名	役 職
濱 村 洋	執行役員 研究開発本部小田原研究所長
渡 辺 敦 夫	執行役員 高岡工場長
阿 賀 英 司	執行役員 人事室担当
立 花 輝 雄	執行役員 二本木工場長
赤 川 彰 一	執行役員 化学品事業部長兼大阪支店長
溝 口 正 士	執行役員 農業化学品事業部長
笹 部 理	執行役員 経営企画室経営企画グループリーダー兼DX推進グループリーダー
清 水 修	執行役員 経理部長
赤 塚 和 則	執行役員 生産技術本部副本部長兼生産企画管理部長
堀 信 之	執行役員 特命事項担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	13名	239百万円
監 査 役	4名	72百万円

(注1) 上記員数及び報酬等の総額には、2019年6月27日任期満了により退任した取締役4名を含んでおりません。

(注2) 上記取締役の報酬等の総額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上額を含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①監査役村上政博氏が客員教授を務める成蹊大学と当社の間には開示すべき関係はありません。
- ②監査役村上政博氏が客員弁護士を務めるTMI総合法律事務所と当社の間には開示すべき関係はありません。
- ③監査役荻茂生氏が事務所長を務める荻公認会計士事務所と当社の間には開示すべき関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役成川哲夫氏が社外取締役を務める岡三証券株式会社と当社の間には開示すべき関係はありません。
- ②取締役成川哲夫氏が社外取締役を務める三菱地所株式会社への支払賃料は同社の連結売上高の0.0%と僅少であり、当社を主要な取引先とするものではなく、また当社と三菱地所の間には当社製品の販売取引等はありません。当社が保有する同社株式は発行済株式の0.0%であり主要な株主には該当いたしません。同氏はいずれの会社においても業務執行を行わない社外役員であり、両社の関係に特段の影響を及ぼすことはございません。

ウ. 当該事業年度における活動状況

当該事業年度に開催された16回の取締役会のうち、取締役成川哲夫氏が15回、山口純子氏が12回（同氏が当社取締役に就任した2019年6月27日以降の取締役会開催は12回です）、監査役小林充氏が16回、村上政博氏が15回、荻茂生氏が16回出席いたしました。各氏とも必要がある場合に、決議事項または報告事項について、それぞれ社外取締役、社外監査役としての独立性の立場から質問し、または意見を述べました。

当該事業年度に開催された15回の監査役会のうち、監査役小林充氏が15回、村上政博氏が14回、荻茂生氏が15回出席いたしました。各監査役からの報告内容について質疑応答及び意見交換を行い、監査の方法、監査役の職務執行及び監査報告等について協議いたしました。

この他、経営トップとの定期的な意見交換を実施するとともに、工場・営業所等の現場往査を行い、またグループ関連会社の代表取締役等から事業の報告を受け意見交換を行いました。

エ. 社外役員の報酬等の総額

6名 69百万円

(注) 上記員数及び報酬等の総額には、2019年6月27日任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	66百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注2) 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準の適用に関する助言業務及び再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以上

計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	96,117	流動負債	42,272
現金及び預金	17,229	支払手形及び買掛金	15,129
受取手形及び売掛金	41,063	電子記録債務	2,383
電子記録債権	2,514	短期借入金	14,420
たな卸資産	30,644	賞与引当金	2,953
その他	4,865	その他	7,385
貸倒引当金	△200	固定負債	23,843
固定資産	114,438	長期借入金	13,514
有形固定資産	60,509	繰延税金負債	3,200
建物及び構築物	18,347	退職給付に係る負債	2,634
機械装置及び運搬具	18,055	環境対策引当金	543
工具、器具及び備品	1,882	その他	3,951
土地	14,909	負債合計	66,116
建設仮勘定	6,037		
その他	1,277		
無形固定資産	4,881		
のれん	13		
その他	4,868		
投資その他の資産	49,046		
投資有価証券	35,436		
繰延税金資産	3,455		
退職給付に係る資産	7,816		
その他	2,338		
貸倒引当金	△1		
資産合計	210,556		

純 資 産 の 部	
株主資本	140,453
資本金	29,166
資本剰余金	29,359
利益剰余金	85,111
自己株式	△3,184
その他の包括利益累計額	838
その他有価証券評価差額金	4,959
繰延ヘッジ損益	△163
為替換算調整勘定	△3,491
退職給付に係る調整累計額	△465
非支配株主持分	3,147
純資産合計	144,440
負債・純資産合計	210,556

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		144,739
売上原価		106,818
売上総利益		37,920
販売費及び一般管理費		29,785
営業利益		8,135
営業外収益		3,252
受取利息及び配当金	700	
持分法による投資利益	1,841	
その他	710	
営業外費用		1,074
支払利息	230	
その他	844	
経常利益		10,312
特別利益		108
投資有価証券売却益	58	
固定資産売却益	49	
特別損失		2,393
固定資産廃却損	367	
投資有価証券売却損	158	
減損損失	1,609	
100周年記念費用	187	
その他	70	
税金等調整前当期純利益		8,027
法人税、住民税及び事業税		1,656
法人税等調整額		△593
当期純利益		6,964
非支配株主に帰属する当期純利益		204
親会社株主に帰属する当期純利益		6,759

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
流動資産	69,948
現金及び預金	9,749
受取手形	1,134
売掛金	29,243
製品	17,094
仕掛品	164
原材料及び貯蔵品	5,106
短期貸付金	3,533
その他	3,924
貸倒引当金	△1
固定資産	97,999
有形固定資産	49,089
建物	8,368
構築物	5,525
機械及び装置	14,009
車両運搬具	68
工具、器具及び備品	1,498
土地	15,380
リース資産	50
建設仮勘定	4,187
無形固定資産	4,447
ソフトウェア	232
その他	4,215
投資その他の資産	44,462
投資有価証券	15,702
関係会社株式及び出資金	19,433
長期貸付金	120
前払年金費用	7,629
その他	1,575
資産合計	167,948

負 債 の 部	
流動負債	34,285
買掛金	9,242
短期借入金	12,470
リース債務	33
未払金	2,101
未払費用	1,568
未払法人税等	136
預り金	6,423
賞与引当金	1,950
その他	359
固定負債	17,997
長期借入金	13,100
リース債務	21
繰延税金負債	2,396
環境対策引当金	519
資産除去債務	548
その他	1,411
負債合計	52,282
純 資 産 の 部	
株主資本	111,510
資本金	29,166
資本剰余金	28,366
資本準備金	24,148
その他資本剰余金	4,217
利益剰余金	57,161
その他利益剰余金	57,161
固定資産圧縮積立金	843
繰越利益剰余金	56,318
自己株式	△3,184
評価・換算差額等	4,155
その他有価証券評価差額金	4,167
繰延ヘッジ損益	△11
純資産合計	115,665
負債・純資産合計	167,948

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		83,811
売上原価		59,057
売上総利益		24,754
販売費及び一般管理費		20,982
営業利益		3,772
営業外収益		3,439
受取利息及び配当金	1,946	
その他	1,493	
営業外費用		1,802
支払利息	201	
その他	1,600	
経常利益		5,409
特別利益		104
投資有価証券売却益	58	
固定資産売却益	45	
特別損失		5,564
関係会社株式評価損	4,051	
関係会社支援損	547	
減損損失	297	
固定資産廃却損	277	
100周年記念費用	194	
投資有価証券売却損	158	
その他	36	
税引前当期純利益		△50
法人税、住民税及び事業税		212
法人税等調整額		△3
当期純利益		△259

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 岡 昌 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本曹達株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査法人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 岡 昌 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本曹達株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査法人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則で定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は連結子会社である上越日曹ケミカル株式会社と合併契約を2019年11月15日に締結し、2020年4月1日付で吸収合併を行っております。

2020年5月26日

日本曹達株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	小林 充	印
常勤監査役	青木 啓 値	印
監査役 (社外監査役)	村上 政 博	印
監査役 (社外監査役)	荻 茂 生	印

以 上

✕ ₴

✕ ₴

株主総会 会場ご案内略図



会場

東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ 4階ホール
東京都千代田区大手町一丁目7番2号

交通のご案内

地下鉄 丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線

大手町駅 **A4出口** **E1出口** 直結

J R

東京駅 **丸の内北口** より徒歩7分

NAVITIME

目的地入力は不要です!

右図を読み取りください。

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。